

両立支援のための行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024 年 5 月 1 日～ 2029 年 4 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 2024 年 5 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2024 年 5 月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

目標 2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2024 年 5 月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 2024 年 5 月～ 制度導入
社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標 3：育児・介護休業法による措置の内容や、雇用保険法に基づく育児休業給付等

<対策>

- 2024 年 5 月～ 策定した「育児・介護休業等に関する規則」を全社員に周知する。

目標 4：年次有給休暇取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- 2024 年 5 月～ 年次有給休暇の計画付与の制度を整備する。

目標 5：子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度を導入する。

<対策>

- 2024 年 5 月～ 子の看護休暇について、現行の1日または半日の制度について、時間単位で取得できる制度を整備する。